

太陽光発電設備、蓄電池を同時設置する方に 補助金を交付します



山形市では太陽光発電設備・蓄電池を同時に設置する方に
補助金を交付します。

令和6年度の補助の概要は、次のとおりです。

※当補助金は令和6年度をもって終了します。



補助金の対象となる事業

太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置する事業が対象となります。

設置する設備は未使用品であり、以下の要件を全て満たすものとします。

◎ 太陽光発電設備

- (1) FIT 認定を受けて、発電された電気が住宅又は事業所において消費され、連系された
低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に電力会社と電力受給を開始するも
のであること。

※電力の全量を売電することを目的とする事業及び、全量を自家消費とする事業は
補助対象となりません。

◎ 蓄電池

- (1) 未使用品であること。
- (2) 国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Z E H) 支援事業」の対象製品として一般
社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。
- (3) 太陽光発電設備で発電した電気を蓄電池設備に蓄電して利用できるものであること

※太陽光発電設備単独設置及び蓄電池単独設置に対する補助はありません。

補助金の交付の対象となる方

以下のいずれにも該当する方が対象となります。

1. 市税を滞納していない方
2. 過去に太陽光発電設備の設置に対し市の補助金を受けていない方
3. 補助対象事業について、国・県等からの他の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がない方
4. 次の（１）または（２）に該当する方

（１）補助金交付申請書兼事業実績報告書を提出する時点において、本市に住所を有する者であって、その者の居住する専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅又はこれに附属する車庫、物置等に設備を新規に設置するもの。（住宅用）

※発電設備を設置する場所は、住民票の所在地であること。

（２）補助金交付申請書兼事業実績報告書を提出する時点において、本市内にある事業の用に供する次に掲げる建築物に設備を新規に設置するもの。（事業所用）

※個人又は法人が設置するものであるかを問わない。

ア 自己の所有する店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物

イ 賃貸住宅その他賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けている建築物で、その所有者から設備を設置することについて同意を得ているもの

補助金の額

下記により算出された金額が補助金額となります。

【住宅用・事業所用】

定置型蓄電池の初期実効容量（5 kWhを限度）

×

60,000円

【上限：30万円】

※ 算出された額に千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額となります。

※ 初期実効容量とは一般社団法人環境共創イニシアチブで登録された容量となります。

事前協議書の提出

補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ事前協議書と各添付書類を提出してください。事前協議書の受付期間は下記のとおりとなります。予算額を超えた場合は抽選を行います。

事前協議書の受付期間	4月22日(月) ～ 9月9日(月)	
提出先	山形市役所 環境課(市役所10階)	
提出書類	様式	<ul style="list-style-type: none"> 事前協議書 ※「住宅用」または「事業所用」 チェックシート
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費がわかる見積書等の写し 併用住宅の場合、居住部分の床面積がわかる平面図 その他市長が必要と認める書類
備考	<ul style="list-style-type: none"> 様式は山形市のホームページからダウンロードできます。 http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/ 山形市のトップページ上部 サイト内検索で「太陽光」と入力検索ください。 交付予定通知書を受理した方は、事業完了後に補助金交付申請書兼実績報告書を提出してください。 	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 不明な点があれば、事前に問い合わせるなど、独自に判断することがないようお願いします。 	

補助金交付申請書兼事業実績報告書の提出

交付予定通知書を受理した方は、事業完了後に、補助金交付申請書兼事業実績報告書と各添付書類を提出してください。

提出先	山形市役所 環境課（市役所 10階）		
提出書類	様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付申請書兼事業実績報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第6号 「住宅用」または「事業所用」 ・ 様式第6号別紙（1） ・ 様式第6号別紙（2） ・ チェックシート 	
	添付書類 （住宅）	1	申請者本人の住民票 （太陽光発電設備及び蓄電池を設置した住宅の所在地であること。）
		2	誓約書兼同意書（様式第7号）
		3	電力会社との太陽光受給契約確認書の写し （余剰配線であり、令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に電力受給を開始するものであること。）
		4	設置場所が分かる付近の見取図
		5	設置工事に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し （契約書等に補助対象経費以外の金額が含まれている場合は、補助対象経費がわかる書類を添付すること。）
		6	設置工事に係る領収書の写し （分割払により設置した場合は、分割払に係る契約書及び支払明細の写し）
		7	太陽光発電設備の設置工事着手前の状況を示す写真 （住宅全景及び屋根写真）
		8	太陽光発電設備の設置工事完了後の状況を示す写真 （住宅全景及び屋根写真） ※写真により太陽光モジュールの枚数が確認できない場合には、太陽光モジュールの配置図も添付すること。
		9	設置した蓄電池本体及び品番ラベルの写真
（事業所） 添付書類	1	申請者の登記事項証明書（申請者が個人の場合は、本人の住民票）	
	2	誓約書兼同意書（様式第8号）	
	3	上記、添付書類（住宅用）の3～9と同様	

備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・様式は山形市のホームページからダウンロードできます。 ・<u>交付予定通知を受けてから、受給契約後1ヶ月以内をめぐり、速やかに提出してください。</u> ・事業内容により上記に記載されていない書類を求めることがあります。
提出後の 手続き	「補助金の交付決定及び額の確定通知」をお送りします。同封の「請求書」に押印の上、環境課に提出してください。
注意事項	<p>【写真について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全景写真及び屋根写真の両方を添付すること。 ② 全景写真は、着手前、完了後ともに同じ方向から撮影したもので、建物が特定できる写真であること。 ③ 屋根の角度等の理由により、全景写真で太陽電池モジュールが見えない場合は、設置場所を丸で囲むなど、設置場所が分かるようにすること。 <p>※太陽光発電設備の写真見本を山形市のホームページに掲載していますので、ご覧ください。</p>

その他

- (1) 補助金の交付を受けられた方には、翌年の発電設備に関する報告（発電量、売電量、電量）をお願いしております。売電量や買電量が記載された電力会社が発行する「電力使用量のお知らせ」などの伝票を保管していただきますようご協力をお願いします。
- (2) 補助事業によって取得した設備については、下記の期間財産処分（売却・譲渡・廃棄など）の制限があります。該当する場合には、必ず事前にお問い合わせください。

太陽光発電設備：取得より17年間 蓄電池：取得より6年間

なお、この期間中補助事業に係る関係書類を整理・保存してください。

